

1 業務内容

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を一時的に保育する事業。

2 対象児童

次の各号いずれにも該当する児童を対象児童とする。

- (1) 市内に住所を有する又は市内に勤務する保護者の児童。
- (2) 生後6か月から小学校就学前までの児童。
- (3) 保育所に入所している又は保護者の就労、傷病、出産その他のやむを得ない理由により一時的に家庭における保育の実施が困難であると認められること。
- (4) 当面症状が急変する見込みはないが、病気又は病気回復期にいたっていないため集団保育を受けることが困難なこと。

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
(委託契約は、単年度の契約)

4 業務の実施日及び実施時間

毎月第1、第3日曜日及び月曜から金曜まで
(祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までを除く)
午前8時から午後6時まで(電話による受付は、午前7時30分からとする)

5 利用定員

1日の利用定員は3名までとする。

6 職員体制

病児の看護を担当する看護師又は准看護師を配置するとともに、保育士を1名以上配置する。

7 給食

給食の提供に当たっては、調理施設がないことから、外部搬入とする。なお、搬入事業者の確保等については、受託事業者が行うこととする。

8 損害賠償

業務の履行上、業務従事者の故意又は過失により第三者に損害を与えたときは、受託事業者の責任において相手方と交渉し、その損害を賠償すること。

9 その他

別紙、岩見沢市病児保育運営委託業務仕様書のとおりとする。

岩見沢市病児保育運営委託業務仕様書（案）

1 業務の目的

本業務は、保護者の子育てと就労の両立等を支援するため、病気の回復期に至らない児童等を適切な処遇が確保される施設において一時的に預かる事業を実施することにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

2 施設名称等

- (1) 名 称 岩見沢市立病児保育施設
- (2) 住 所 岩見沢市9条西7丁目1番地3
- (3) 電話番号 0126-35-4152

3 施設を利用できる児童（次の全てに該当する者）

- (1) 市内に住所を有すること、又は当該児童の保護者が市内に所在する事務所若しくは事業所に勤務していること。
- (2) 生後6か月から小学校就学の始期に達するまでの間にあること。
- (3) 当該児童の保護者の就労、傷病、出産その他のやむを得ない理由により一時的に家庭における保育の実施が困難であると認められること。
- (4) 当該児童の症状が急変する見込みは当面ないが、病気又は病気回復期にあり集団保育を受けることが困難なこと。

4 定員

利用定員は、1日につき3人とする。

5 保育時間等

- (1) 保育時間は、原則、午前8時から午後6時までとする。
- (2) 電話による受付は、午前7時30分からとする。

6 休所日

- (1) 日曜日（毎月第1及び第3日曜日を除く。）及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 岩見沢市の休日に関する条例(平成3年条例第1号)第1条第1項第3号に掲げる日

7 児童の施設利用期間

事業の利用期間は、利用を開始した日から7日以内（休所日含む。）とする。

8 利用料等

- (1) 1日当たりの利用時間が5時間未満1,000円
- (2) 1日当たりの利用時間が5時間以上2,000円

※生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料

※上記に関わらず市外利用者は有料

※利用料の算定は、4月から8月まで、前年度分の市町村民税の額により算定し、9月か

ら3月までは、当該年度分の市町村民税の額により利用料を算定

- (3) 保護者が支払う利用料は、岩見沢市が徴収する。
- (4) 利用者が希望する場合、給食を提供することとし、費用は概ね1食350円以内とし、利用料とは別に別途利用者から受託業者が徴収する。
- (5) 間食（おやつ）についても前記同様。
- (6) 上記(4)及び(5)については、受託業者の収入とする。

9 業務内容等

(1) 保育等従事者（保育士1名・看護師1名）

- ア 保育従事者を含む職員等は、感染症予防対策の観点から隣接する院内保育園との往来を禁止する。
- イ 保育従事者等は、午前7時30分から電話受付に備え事務所に出勤していること。
- ウ 保育従事者等は、随時児童の検温、体調管理を別途指示する業務日誌へ記録すること。
- エ 保育従事者等は、必要に応じ利用児童へ医師から処方されている薬を飲ませること。
- オ 利用児童の体調に急変が見られた場合、適切な応急処置を行い連携医である岩見沢市立病院小児科へ連絡し、児童を指示のある場所へ搬送すること。
- カ 施設内の清掃については、毎日行うこと。また、施設外の清掃については適宜実施すること。
- キ 冬期間の暖房用の給油については、受託業者が市の指定する業者へ給油の依頼を行うこと。給油に係る費用については、市が負担するものとする。
- ク 施設便りの作成。

(2) 受託業者

上記(1)の記録簿等を事業実績報告として、翌月に子ども課へ提出すること。

10 費用負担

- (1) 受託業者：保育従事者等に係る被服及び交通費並びに健康診断受診料、児童給食費等、総合賠償補償保険、事務用品等少額消耗品
- (2) 岩見沢市：施設光熱水費、一般消耗品等

11 その他

本仕様書に記載の無いものについては、国通知等に基づく病児保育事業（病児対応型）によるほか岩見沢市病児・病後児保育事業実施要綱によるものとし、また、両者疑義が生じた場合は、別途協議し決定するものとする。

なお、当該業務を遂行するにあたって知り得た個人情報等の内容については、第三者への漏洩・開示がないようセキュリティ等に考慮すること。

岩見沢市病児・病後児保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の子育てと就労の両立等を支援するため、病気又は病気回復期にある児童等を適切な処遇が確保される施設において一時的に預かる事業（以下「病児・病後児保育」という。）を実施することにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 病児対応型施設 病気の回復期に至らない児童を一時的に保育する施設
- (2) 病後児対応型 病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な児童を一時的に保育する施設

(実施施設)

第3条 事業を実施する施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 病児対応型施設
名称 岩見沢市病児保育施設
住所 岩見沢市9条西7丁目1番地3
- (2) 病後児対応型施設
名称 東保育園
住所 岩見沢市東町1条8丁目932番地67

(対象児童及び定員)

第4条 病児・病後児保育事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有すること、又は当該児童の保護者が市内に所在する事務所若しくは事業所に勤務していること。
- (2) 生後6か月から小学校就学の始期に達するまでの間にあること。
- (3) 当該児童の保護者の就労、傷病、出産その他のやむを得ない理由により一時的に家庭における保育の実施が困難であると認められること。
- (4) 当該児童の症状が急変する見込みは当面ないが、病気又は病気回復期にあり集団保育を受けることが困難なこと。

(定員)

第5条 利用定員は、各施設1日につき3人とする。

(保育時間)

第6条 保育時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第7条 休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 病児対応型施設

- ア 日曜日（毎月第1及び第3日曜日を除く。）及び土曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ウ 岩見沢市の休日に関する条例（平成3年条例第1号）第1条第1項第3号に掲げる日

(2) 病後児対応型施設

- ア 日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ウ 12月30日から翌年1月5日まで

（利用期間）

第8条 事業の利用期間は、利用を開始した日から7日以内（前条に規定する休日を含む。）とする。ただし、児童の健康状態及び保護者の状況により市長が必要と認めるときは、必要な範囲で当該利用期間を延長することができる。

（利用の登録）

第9条 事業を利用しようとする対象児童の保護者は、あらかじめ岩見沢市病児・病後児保育事業登録申込書（様式第1号）を市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた保護者は、登録内容に変更が生じたときは、その内容を速やかに市長に届け出なければならない。

（利用申込）

第10条 前条の登録を行った保護者は、事業を利用しようとするときは、利用日の前日までに岩見沢市病児・病後児保育事業利用申請書（様式第2号）及び岩見沢市病児・病後児保育医師連絡票（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（利用決定の通知）

第11条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、病児・病後児保育の要否、承諾期間及び費用負担額を決定し、当該申込みをした者に通知するものとする。

（利用の制限）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を承諾しないことができるものとする。

- (1) 第4条に規定する要件を満たしていないとき。
- (2) 申込みの内容が事実と著しく異なるとき。
- (3) 事業の利用定員を超えるなど、実施体制の維持が困難であるとき。
- (4) その他市長が承諾をすることが不適當であると認めるとき。

（費用の負担）

第13条 この事業を利用する児童の保護者は、事業に要する費用として、児童1人あたり、別表に定める額を負担しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、保護者は、給食に係る実費額を負担しなければならない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項及び第1項の規定により保護者が負担すべき額の全部又は一部を免除することができる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

階層区分	定義	1日当たりの利用時間	
		5時間未満	5時間以上
第1	市内に住所を有する、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
第2	市内に住所を有する、第1階層を除く当該年度分の市町村民税の額が非課税の世帯	0円	0円
第3	第1階層及び第2階層を除く世帯	1,000円	2,000円

備考

4月から8月までの月分の基準額に関する階層の区分の認定を行うときは、この表中「当該年度分の市町村民税の額」とあるのは、「前年度分の市町村民税の額」とする。